

最近の業務・組織運営—透明性確保の観点から

日本銀行 高橋 亘

本報告では、1998年以降の日本銀行法のもとでの、日本銀行の業務運営・組織運営等の対応を簡単に紹介する。

1997年成立の日本銀行法は、「開かれた独立性」を理念とする。「独立性」と「透明性」は、制度改革の基本的指針とされてきた。

新法施行以降、日本銀行は、金融政策決定過程の透明性確保に加えて、金融機関考査、金融市場調節など業務多方面に亘り、適正手続きの整備と公表などを行ってきている。業務運営の変更（例えばRTGSの導入）に当たっては、パブリック・オピニオンを求めるなどしてきている。また、組織運営面等でも、運営方針の公開などの措置を行ってきている。

こうした動きは、最近の公的セクター全般の透明性の確保と通じるものでもある。

参考文献：塩野宏監修 日本銀行金融研究所「公法的観点からみた中央銀行についての研究会」編、「日本銀行の法的性格 —新日銀法を踏まえて—」 弘文堂、2001年

（注）本報告の内容は、報告者の個人的な見解であり、必ずしも日本銀行を代表するものではありません。